

e ディスカバリにかかる企業の事前対応の調査

水澤良平†1 原田要之助†2

企業内での電子機器の普及に伴い、業務において情報システムやネットワークシステムへの依存が高まってきている。訴訟においても、電子データの証拠物が増加しており、米国では 2006 年、ディスカバリ制度 a を拡充し、電子データのディスカバリである e ディスカバリを整備した。

本稿では、企業がどのように e ディスカバリに対応すべきか調査するため、日本・米国・英国・ドイツの e ディスカバリを含む証拠収集制度、e ディスカバリのプロセスのデファクトスタンダードである EDRM、先行研究の文献調査を行う。

Survey on e-discovery preparation measure for companies

RYOHEI MIZUSAWA†1 YONOSUKE HARADA†2

With the spread of utilizing IT equipment in companies, business has become more dependent on information system and network. In the trial, many of evidences are in electronic means. In United State, “discovery” system has extended to include “e-discovery” which corresponds to “discovery” for the electronic means and data.

In this paper, evidence collection systems are studied to compare among Japan, United States, U. K., and Germany, also EDRM which correspond to de facto standard of the process of e-discovery as well as electronic document management are surveyed.

1. はじめに

パソコンの高性能化、ネットワーク回線の高速化に伴い、企業のパソコン等の電子機器の利用は広がっており、業務において情報システムやネットワークシステムへの依存は高まっている。2014 年 2 月に公表された警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課の「不正アクセス行為対策等の実態調査調査報告書」[1]によると、ほぼすべての組織・団体において、何らかの形でパソコン等を利用しているとの調査結果が出ている。

また、2011 年 8 月に公表された東芝の「ICT 社会を支えるストレージプロダクツ HDD,ODD,及び SSD の技術動向」[2]によると、技術進化、インターネット及びクラウドコンピューティングの普及に伴い、世界の情報ストレージの総容量は年率約 40%増加しているとの調査結果が出ており、企業の電子データ(以下では「ESI」bという)量は増加している。一方、訴訟においても、証拠物は従来紙文書が主であったが、パソコン等の普及により、ESI の証拠物が増加している。

ディスカバリ制度を採用する米国では、2006 年 12 月に連邦民事訴訟規則(FRCP)の改定を実施し、ESI に対する e ディスカバリが整備された。

米国の民事訴訟では、日本の民事訴訟の証拠収集の手續と大きく異なること、米国の民事訴訟において課される懲罰的賠償金は高額になる可能性がある。更に、ディスカバリ手續違反時の制裁は自らの主張の却下や相手方の主張の採用等厳しい制裁を科されることがある。

日本企業に関係する訴訟で懲罰的賠償金を科されたケースとして、武田薬品工業が糖尿病治療薬アクトスを起因とする膀胱がんを主張する製造物責任訴訟がある。このケースでは、連邦地裁の陪審は 2765 万ドル(30 億円)の懲罰的賠償金の支払いを命じた(当初は、60 億ドル(6200 億円)の支払いを命じられていた。)[3][4]。

ディスカバリ違反の制裁を科されたケースとしては、Juniper Networks, Inc.(以下では「原告」という)と Toshiba America Information Systems Inc.,(以下では「被告」という)のラップトップ PC に使用したメモリコントローラの特許侵害訴訟がある。

被告は、原告から e ディスカバリの際、事件に関連する BIOS のソースコードはサードパーティに属しているとして開示不可と回答した。しかし、被告側が当該ソースコードを所有していたことが被告側の証人から判明し、ディスカバリ違反として、被告側の冒頭弁論及び最終弁論の持ち時間をそれぞれ原告側の 2 分の 1,3 分の 1 にする等厳しい制裁が科された。[5]

このように懲罰的賠償金を科されたり、ディスカバリの対応を誤ると厳しい制裁が科されることから、企業は国内のみならず国外の訴訟に備えた対応を平時より行う必要がある。

本稿では、e ディスカバリ、e ディスカバリのプロセスモデル、

†1 情報セキュリティ大学院大学

Institute of Information Security

†2 情報セキュリティ大学院大学

Institute of Information Security

a ディスカバリ制度：民事裁判において原告と被告の相互の要求に応じて関連する情報をお互いに開示しあう制度

b ESI：Electronically Stored Information

電子メール、Microsoft Office 文書、Web

サイト、CAD/Cam ファイル等

先行研究について、文献調査を行い、e ディスカバリの現状と課題、今後検討すべき事項について述べる

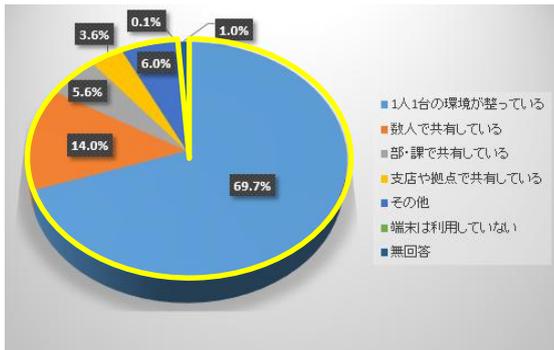


図 1 端末装置の利用環境[1]に修正

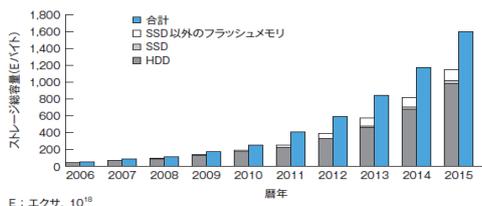


図 2 情報ストレージの総容量の推移[2]

2. 各国の証拠収集制度について

2.1 e ディスカバリとは

ディスカバリ制度は、1938年に米国連邦民訴規則制定から実施されている制度である。ディスカバリは民事裁判において原告と被告の相互の要求に応じて関連する情報をお互いに開示しあうプロセスであり、e ディスカバリは、ESIのディスカバリを意味する。ESIは従前よりディスカバリの対象となり得るものであったが、2006年12月の連邦民事訴訟規則の改定でESIもディスカバリの対象であると明示され、e ディスカバリが整備された。[6]

現在、e ディスカバリは、米国のe ディスカバリを越えて、英国やカナダ、オーストラリアなど多くの国々に導入されていること、またe ディスカバリのプロセスの標準化の動きもあることから、本稿では広い意味で論じることとする。

2.2 米国のケース

米国の民事訴訟の流れは、大きく捉えて、①訴え提起と答弁、②ブリトライアル段階、③トライアル段階、④判決と進んでいく。

ディスカバリは、ブリトライアル段階で実施する手続である。

実施するディスカバリにおいて開示すべき情報の範囲は、「訴訟の相手方の請求または防御に関連する事項で、秘匿特権^cの対象となっていないすべてのもの」と定義されて

^c秘匿特権：弁護士と依頼者間のコミュニケーションの内容を秘密とするもの

いる。

ディスカバリの具体的には以下の6種類がある。

- 証言録取：当事者または第三者を証人として召喚し、宣誓させた上で交互尋問を行う手続
- 質問書：訴訟の当事者が訴訟の相手方に書面で質問し、その回答を求める手続
- 文書提出：訴訟の当事者が訴訟の相手方に対して、指定した文書及び有体物を提出させ、調査及びコピーを取ることを許可を求める手続
- 現場検証：訴訟の当事者が訴訟の相手方に対して、占有または支配下にある土地その他の財産に、調査のため立ち入ることの許可を要求する手続
- 身体検査または精神検査：裁判所の命令により、当事者自身またはその監護・管理下にある者の身体の状態や精神状態について検査させる手続
- 自白要求：訴訟の当事者が自らの主張について認めるよう訴訟の相手方に書面で要求する手続

e ディスカバリに該当する手続は、②質問書及び③文書提出が該当する。

ディスカバリに訴訟の相手方または第三者が従わない場合には、裁判所に対して強制命令の申立を行い、相手方が裁判所の命令にも従わなかった場合、以下の制裁を加えるとしている。

- ディスカバリ命令に含まれている事実関係、またはその他指定された事実関係に関し、当該訴訟に関する限りにおいては、ディスカバリ命令に違反した当事者ではなく、その相手方当事者が主張するとおり、立証されたものとする
- ディスカバリ命令違反を犯した当事者が、特定の請求や防御につき自らの主張を行うことを禁止したり、特定の事項について証拠を無効とするとして提出することを禁止
- ディスカバリ命令違反した当事者の主張、請求の一部または全部を無効にすること
- ディスカバリ命令違反が解消されるまでの訴訟手続の中断
- 訴訟または裁判手続の一部または全部の却下
- ディスカバリ命令違反した当事者に対する懈怠判決
- 身体的または精神的状態の検査に関する命令についての違反以外のすべてのディスカバリ命令違反を法廷侮辱罪として取り扱う[6]

2.3 英国のケース

英国の民事訴訟の流れは、大きく捉えて、①訴えの提起、②争点整理、③証拠収集、④トライアル、⑤判決と進んでいく。

英国の証拠収集手続には、更なる情報提供の要求及び文書の開示・閲覧手続があり、③証拠収集の段階で実施される。

更なる情報提供の要求は、訴訟の当事者が自らの主張を準備する為、または、訴訟の相手方の主張を理解する為、対象事項を特定した書面を相手方に送達して、相手方当事者からの情報提供を求める制度である。

訴訟の相手方から回答がない場合には、裁判所に対して、情報提供命令を申立てることができる。裁判所は、訴訟の相手方が命令不遵守の場合、主張の却下、手続の中止、訴えの却下、裁判所侮辱の制裁による制裁金や拘禁の制裁がある。

文書の開示・閲覧手続は、トライアル前に文書のリストを作成し、さらに当該文書の開示を認める手続である。裁判所は開示の範囲を変動開示すべき文書の範囲は、①訴訟の当事者が自らの主張を裏付けるために依拠する文書、②訴訟の当事者の主張に不利益な影響を及ぼすか、あるいは訴訟の相手方の主張を裏付ける文書、③通達によって開示すべき文書である。

事件の背景事情に関する文書及び自己の主張または相手方の主張を裏付けるのに役に立つかもしれない文書は開示する必要がない。

開示を受けた訴訟の相手方は、開示を受けた文書については、閲覧請求及び謄写も可能である。訴訟の当事者が理由なく開示せず、閲覧請求を拒絶した場合には、当該文書を採用できない、訴え自体が却下される、裁判所侮辱とされる等の制裁が科される。[7][8][9]

2.4 ドイツのケース

ドイツの民事訴訟の流れは、大きく捉えて、①訴状提出、②「早期第一回期日方式」又は「書面先行手続方式」による審理、③終結と進んでいく。

ドイツの証拠収集手続には文書提出命令と独立的証拠調べ及び実体法上の情報請求権があり、②「早期第一回期日方式」又は「書面先行手続方式」による審理の段階で実施される。

文書提出命令は、文書の所有者が訴訟において当該文書を引用した場合または私法上、当事者に対して文書の提出や引渡を行う義務が定められている場合、裁判所が文書提出命令する様、申立する手続である。申立を行うには、訴訟の当事者が立証事実の重要性、文書提出義務の疎明の有無等を明らかにし、裁判所が申立に理由があると判断すれば文書提出命令を行う。

訴訟の相手方が文書提出命令に従わない場合、当事者の主張を真実と認めることができる制裁がある。

独立証拠調べは、証拠保全が従来から認められていた訴訟の相手方が同意した場合、証拠方法の利用が困難になる場合に加え、証拠保全による事実の確定により無駄な訴訟を回避させる可能性があり紛争解決に役立つ場合、証拠保全を認める手続である。

実体法上の情報請求権は、訴訟準備や証拠の収集のために相手方に情報請求をなすことを認める手続である。[10]

2.5 日本のケース

日本の民事訴訟の流れは、大きく捉えて、①訴状提出・答弁書提出、②第一回口頭弁論期日、③争点整理、④口頭弁論期日、⑤判決と進んでいく。

日本の証拠収集手続には文書提出命令と証拠保全及び当事者照会があり、③争点整理の段階で実施される。

日本の民事訴訟の手続きを定めている民事訴訟法上、電子データは情報を表すために作成された物件で準文書(民事訴訟法第 231 条)に該当するとされており、文書に準ずる取扱となっている d.[11]

文書提出命令は、ドイツの文書提出命令に類似している手続で、訴訟の当事者が証拠として提出する文書を所持していない場合、文書の所持者に対し、裁判所が文書提出命令(民事訴訟法第 223 条)する様申立する(民事訴訟法第 219 条)手続である。

申立を行うには、訴訟の当事者が当該文書の表示、趣旨等を明らかにする必要がある。

裁判所が文書の提出の義務があると認めると、訴訟の相手方である文書所持者に文書提出命令を行う。訴訟の相手方が文書提出命令に従わない場合、当事者の主張を真実と認めることができる制裁がある e.[6]

証拠保全(民事訴訟法第 234 条)は、ドイツの独立証拠調べより適用範囲が狭くなっており、証拠調べまでに証拠の使用が困難になる場合のみ認められている手続である。

当事者照会(民事訴訟法第 163 条)は、米国の質問書をモデルとしており、訴訟相手方に書面で回答するよう、書面で照会する手続である。しかし、米国の質問書と異なり、訴訟の相手方が仮に回答拒絶したとしても、制裁が規定されていない。

日本の民事訴訟上の証拠収集手続は、訴訟の当事者が当該文書の特定する必要があること、また質問書への回答拒否した場合も制裁規定がない等、最初に文書リストを回答する米国や英国に比べて訴訟の当事者には厳しい制度となっている。

訴訟の当事者にとって、日本の証拠収集制度が米国の証拠収集制度より厳しい制度と言えるため、避けようとしたと言われている事例として、メリーランド州退職年金基金(Maryland State Retirement and Pension System)がリコールに関するトヨタ自動車の情報開示が不適切で株価が下落したと主張し、米国の裁判所で米国証券取引法違反と日本の金

d 昭和 53 年 3 月 6 日大阪高決第 31 卷 1 号 38 頁[11]

多奈川火力発電所事件

判示事項：①磁気テープの文書性及び②磁気テープの提出を命じられた場合とプログラム提出の要否

裁判要旨：①多数の情報を電気信号に転換し、これを電磁的に記録した磁気テープは、民法三二条の文書に準ずるものというべきである。

②磁気テープの提出を命じられた者は磁気テープを提出するのみで足りず、その内容を紙面等にアウトプットするに必要なプログラムを作成してこれを併せて提出すべき義務を負う。

e 文書所持者が第三者であり、裁判所の文書提出命令に従わない場合、過料が科されている。

融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の2本立てで損害賠償を求めた訴訟がある。

この訴訟は、日本の金融商品取引法の発行会社は有価証券報告書等の虚偽記載について無過失責任を負うこと及び米国のディスカバリ制度を利用するという、所謂、日米両国の法律面及び裁判制度の「いいとこ取り」をしようとした訴訟である。当該訴訟以前に、米国最高裁にて、証券訴訟を扱う場合、外国法への干渉を避けるべきだとの判断を示した「モリソン判決」があるが、日米には複数の訴えがあった場合、中心となる訴えで裁判所が管轄を認めれば、付随する訴えも取り上げるルールがあることから、米国証券取引法と日本の金融商品取引法両方にて訴えた訴訟である。

結論としては、「外国(日本)の法を乱すこととなる」として、メリーランド州退職年金基金の訴えは否定された(トヨタとは、約 20 億円で和解)が、日本の証拠収集制度が訴訟の当事者にとって厳しい制度であることを示す一例といえる。[12]

また、ドイツと比較しても、証拠収集の手続で適用範囲が狭くなっている。

2.6 日本企業のクロスボーダー訴訟と e ディスカバリ対応

日本の証拠収集制度は米国、英国、ドイツと比較して、訴訟の当事者にとって厳しく、訴訟の相手方にとって厳しくない制度となっているが、日本企業が証拠収集の対応を厳格に実施する必要がない訳ではない。例えば、米国に進出している日本企業が、米国の法律に基づいた訴訟の当事者となった場合、米国の法律に基づいたディスカバリに対応しなければならない。日本企業が関連する米国民事訴訟件数を見てみると、e ディスカバリが連邦民事訴訟規則に整備された 2006 年以降、知的財産権にかかる訴訟は年々増加(平均 480 件/年(2006~2011 年))している。[13]また、TOPIX コア 30f の直近期の有価証券報告書 g[14]によると、30 社中 12 社が米国民事訴訟の当事者となっており、日本国外の制度も考慮すべきであるといえる。

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	計
知的財産権	5,658	7,785	6,589	7,165	9,202	10,150	46,549
日本企業以外	5,386	7,354	6,183	6,638	8,586	9,504	43,671
日本企業	272	431	406	507	616	646	2,878
日本企業の比率	4.8%	5.5%	6.2%	7.1%	6.7%	6.4%	6.2%

図 3 日本企業が関連する米国民事訴訟件数[13]

f TOPIX コア 30：東京証券取引所の市場第一部全銘柄のうち、時価総額、流動性の特に高い 30 銘柄で構成された株価指数
 対象銘柄(2013 年 10 月 31 日現在)は、日本たばこ産業、7&iHD、信越化学工業、武田薬品工業、アステラス製薬、新日鐵住金、小松製作所、日立製作所、パナソニック、ソニー、デンソー、ファナック、日産自動車、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、三井物産、三菱商事、三菱 UFJFG、三井住友 FG、みずほ FG、野村 HD、東京海上 HD、三井不動産、三菱地所、東日本旅客鉄道、日本電信電話、KDDI、NTT ドコモ、ソフトバンク(斜字が米国民事訴訟の当事者)
 g 有価証券報告書：金融商品取引法第 24 条に規定されている事業年度毎に作成する企業内容の外部への開示資料。金融庁が設置している電子開示システムである EDINET(Electronic Disclosure for Investor's NETWORK)にて閲覧可能

3. EDRM

3.1 EDRM

EDRM(The Electronic Discovery Reference Model)は、e ディスカバリプロセスのワークフローとして、2005 年に発足した EDRM プロジェクトにより策定され、デファクトスタンダードの作業指標として、法律事務所、コンサルティングやサービスベンダに採用されているモデルである。各プロセスは以下のとおりである。[15]

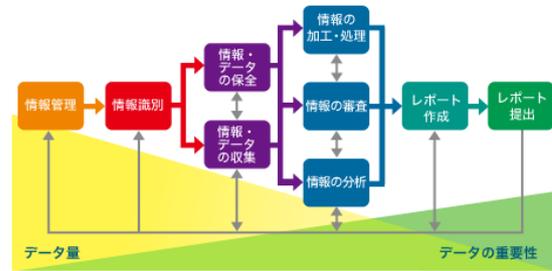


図 4 EDRM[15]

3.2 EDRM の各プロセス

(1) 情報管理(Information Management)

企業が通常業務の一環として行っているプロセスである。ストレージ機器によるデータの分類・格納等 ESI を管理する。ESI をどのように保存し管理するかというポリシーやアーカイブの有無、監査システムの有無等は、実際に e ディスカバリやコンプライアンス等からの要請に対応する場合、作業効率と結果に非常に大きく影響する。

(2) 情報識別(Identification)

関連部署及び訴訟の関係者の洗い出しを行い、該当事者が保持するデータを整理して認識するプロセスである。洗い出し作業は、企業の部署の範囲や関係者の範囲を具体的に検討し、確定するところから始まる。訴訟代理人である弁護士が対象となる可能性がある関係者に対して、インタビューを実施し、業務内容の確認と使用、保持しているデータの確認する。訴訟に関係する期間が長く、過去に遡り、関係者の洗い出し作業を実施することもある。対象となるデータは訴訟に関連するすべての ESI が対象となる。

(3) 情報データ保全(Preservation)

ESI が不適切に改竄されたり破棄されたりしないよう保護するプロセスである。

訴訟または訴訟に発展する可能性が生じた時点で、関連する全部署に対して、通常業務システムの管理の上でルーチンワークとして行われている訴訟に関連するデータの廃棄を禁止し、関連文書の保護(以下「リティグーション・ホールド」という)を実施する。

リティグーション・ホールド後に関係者の誤った認識や誤解、不注意によるデータを削除、廃棄の場合は、制裁を科される可能性もある。

(4) 情報データ収集(Collection)

後に続く「加工・処理」「審査」「分析」等の情報開示作業のため、対象となるあらゆる ESI を収集するプロセスである。収集方法として、対象 ESI が格納されている関係者が使用しているパソコンやサーバをデュプリケータやディスクイメージ作成ソフトウェア(dd や dc3dd,FTKImager 等)を使用し、収集する。

対象 ESI を保全のプロセスから公聴会や公判へレポート提出するプロセスまでにデータを改竄されていないことを証明する必要があり、ハッシュ値(MD5,SHA1 等)を用い、Chain of Custody(保管の継続性)を担保する。

(5) 情報の加工・処理(Processing)

収集したデータから訴訟に関連するデータを選別するプロセスである。収集した訴訟の関係者データのうち、関係者が自ら作成したデータではないシステムファイル等や当該訴訟に該当しないデータをこのプロセスで除外して対象を狭める。

(6) 情報の審査(レビュー)(Review)

収集、加工・処理を経た ESI を、法務担当や弁護士が目視によりレビューし、証拠性の有無を審査するプロセスである。

(7) 情報の分析(Analysis)

ESI を文脈と内容から評価するプロセスである。このプロセスにて開示対象の ESI を決定する。

(8) レポート作成(Production)

開示対象の ESI を、適切なフォーマットに変換し、定められた提出形式にそって提出レポートとして作成するプロセスである。

(9) レポート提出(Presentation)

公聴会や公判等の場に、自社の立場や主張を裏付け、納得してもらうための資料として、作成したレポートを提示するプロセスである。

ESI のデータ量は、①情報管理時を最大に、各プロセスを経る毎に減少していく、一方データの重要性は、各プロセスを経る毎に増えていき、⑨レポート提出時に最大となる。

EDRM のプロセスの中で平時に対応できるプロセスは、情報管理のみである。

情報管理を適切に実施することで、無駄のないデータ量管理につながり、効果的な e ディスカバリ対応(効率・費用負担)及び結果に影響する。

4. 先行研究

e ディスカバリに関して、瀧澤[16]による『米国 E ディスカバリと企業の電子情報管理』についての研究がある。瀧澤は、企業内の電子文書管理規則の運用が重要であり、会社法や金融商品取引法のコンプライアンスを目的とした書類や

データの管理とも整合性を取った上で、e ディスカバリを意識した電子情報管理を行う必要があると述べている。

また、Andy Boulton[17]による『E-Discovery Rules and the Plain View Doctrine:The Scylla and Charybdis of Electronic Document Retention』についての研究がある。

Boulton は、同一スペースあたりのデータ量で ESI と紙文書と比較すると圧倒的に ESI のデータ量が多い。保存期間は適切な文書保存手続が民事訴訟の制裁の可能性を減らすこと及びディスカバリ費用を安く行うことにつながると述べている。

5. 意見を求めたい点

e ディスカバリは、米国をはじめ、英国やカナダ、オーストラリアなど多くの国々で証拠収集制度として整備されている及び e ディスカバリのプロセスの標準化の動きもあるが、日本の証拠収集制度には導入されていない。また、EDRM を見てみると、e ディスカバリのプロセスにおいて、平時より情報管理を適切に実施することが、データ量を適切にし、後プロセスもスムーズに進んでいくことが分かった。

日本国内で民事訴訟があった場合、現行制度においては、e ディスカバリが対応可能な ESI 事前対応体制を整備する必要はないかもしれない。しかし、e ディスカバリが整備されている国の法律による民事訴訟の当事者になった場合は、当然 e ディスカバリ対応しなければならない。ESI の事前対応が不十分のため、必要な ESI を削除してしまい、制裁を受けてしまったり、開示する必要のない情報を相手方に開示してしまう可能性もある。更に ESI は、紙文書と比較して保管コストが低いことから、文書保存手続を紙文書以上に適切に実施しなければ、e ディスカバリに対応する際に膨大なデータ量が対象となり、対応に苦慮する可能性がある。

また日本国内の捜査機関(警察・検察)や法執行機関(国税局、証券取引等監視委員会等)(以下「捜査機関等」という。)の捜査・調査、企業の不祥事調査のために設置された第三者委員会による調査でも、e ディスカバリと同様に相手方から該当する ESI の提出を求められる可能性がある。

従って、外資系企業や海外との取引ある企業のみならず、日本企業は平時より e ディスカバリが対応可能な ESI 事前対応体制を整備する必要があるのではないだろうか。

謝辞 本研究にご協力いただいた情報セキュリティ大学院大学の教授等関係者、原田研究室の先輩、同僚の皆様に、謹んで感謝の意を表する。

参考文献

- 1) 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、不正アクセス行為対策等の実態調査報告書、2014年2月、<http://www.npa.go.jp/cyber/research/h25/h25countermeasures.pdf>
- 2) 東芝、東芝レビュー8月号 ICT社会を支えるストレージプロダ

- クツ HDD,ODD,及び SSD の技術動向,2011 年 8 月,http://www.toshiba.co.jp/tech/review/2011/08/66_08pdf/b02.pdf
- 3) 武田薬品工業,米国ルイジアナ州における 2 型糖尿病治療剤「アクトス®」に起因する膀胱がんを主張する製造物責任訴訟の判決について,2014 年 9 月,http://www.takeda.co.jp/news/2014/20140904_6737.html
- 4) 武田薬品工業,米国ルイジアナ州における 2 型糖尿病治療剤「アクトス®」に起因する膀胱がんを主張する製造物責任訴訟の審理後申し立てに対する決定について,2014 年 10 月 28 日,http://www.takeda.co.jp/news/2014/20141028_6806.html
- 5) Lexis Nexis,JUNIPER NETWORKS, INC. vs. TOSHIBA AMERICA, INC., ET AL.CASE NO. 2:05-CV-479,July 11, 2007
- 6) 藤村明子他,実践的 e ディスカバリー米国民事訴訟に備えるー,NTT 出版株式会社,2010 年 3 月,pp.25-40,73,114-116,127-148
- 7) 我妻学,イギリスにおける民事司法の新たな展開,東京都立大学出版,2003 年 2 月,pp.54,163,164
- 8) 知的財産訴訟検討会,第 8 回会合知的財産訴訟外国法制研究会報告書-第二章侵害行為の立証の容易化のための方策-,2003 年 5 月,pp.92,98,<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai8/8siryou2.pdf>
- 9) 司法制度改革審議会,第 5 回議事録-諸外国の司法制度-,1999 年 10 月,pp.24,<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-1.pdf>
- 10) 小林秀之,新証拠法,弘文堂,2003 年 5 月,pp.107-109,280,281
- 11) 裁判所裁判例情報,昭和 53 年 3 月 6 日大阪高決第 31 卷 1 号 38 頁,http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail3?id=22370
- 12) 日本経済新聞 電子版,トヨタ米訴訟,日本の法律が抜け穴に(真相深層)米投資家が金商法違反で訴え,<http://www.nikkei.com/article/DGXNZO50365600Y3A100C1SHA00/>,2013 年 1 月 8 日
- 13) Bussiness Report Online コラム,『「E ディスカバリー」って何ですか?ー訴訟大国アメリカに学ぶグローバル企業に必要な危機管理』,http://bro.jp.oro.com/bro_column/,2013 年 1 月 4 日
- 14) 日本たばこ産業他 29 社,有価証券報告書,2013 事業年度
- 15) The Electronic Discovery Reference Model,http://elaw.jp/edrm_1.html
- 16) 瀧澤和子,米国 E ディスカバリーと企業の電子情報管理,2014 年度情報通信学会研究大会第 31 回学会大会 個人研究発表
- 17) Andy Boulton,E-Discovery Rules and the Plain View Doctrine:The Scylla and Charybdis of Electronic Document Retention,Winter,2012